

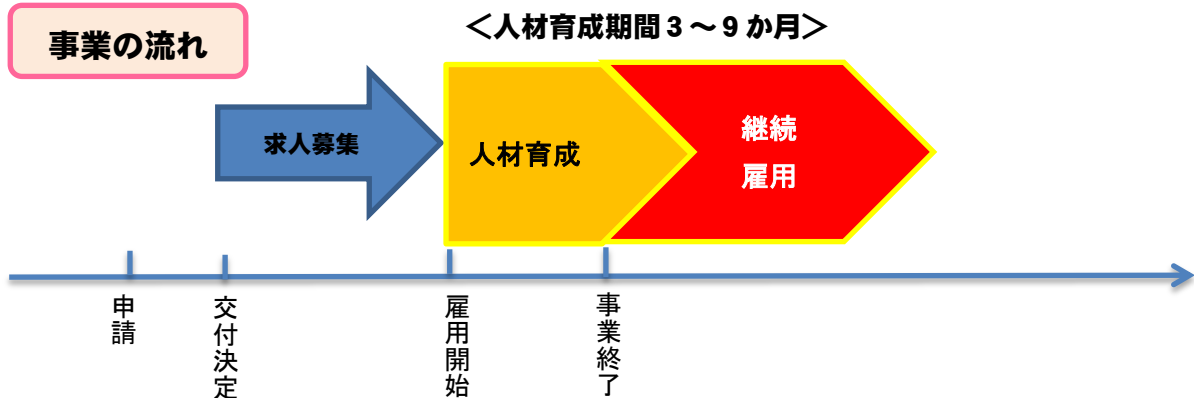
子育て等を終えた女性等を 採用する中小企業等を応援 します！！

本事業の特徴

人件費・人材育成経費の1/2を県が補助します。

- 対象労働者
子育て等により1年以上離職していた女性等
- 主な補助対象経費
 - ・雇用した労働者の人件費（賞与を除く）
 - ・スクールの授業料など資格取得のための経費等

事業の流れ



＜活用の例＞

- 大型自動運転免許の取得
- ブルドーザーなど車両系建設機械運転者の資格を保有しているものの、実務未経験者の経験の蓄積
- 看護師や介護士として職場復帰

○申請書類等の提出先, お問い合わせ先

宮城県経済商工観光部雇用対策課 雇用推進班（県庁14階北側）

TEL : 022-211-2772 電子メール : koyousu@pref.miyagi.jp

○本事業の詳細内容の確認及び申請様式等のダウンロードについては、宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/zyosei-tyuukounen.html>

制度の概要

■子育てや介護により1年以上離職している女性等を雇い入れ、資格取得など人材育成を行うための経費の2分の1を県が補助します。 ※事業予算がなくなり次第、終了します。

<対象となる労働者>

子育てや病気、家族の介護等により1年以上離職している女性等を対象とします。ただし、以下の条件を満たす必要があります。

- ① 1週間の所定労働時間を20時間以上とします。
- ② 事業終了後も、原則として期間の定めのない雇用として継続して雇い入れる見込みとします。
- ③ 雇い入れた方について、雇用保険に加入してもらいます。

※上記の条件を満たしていれば、男性も対象とします。

<対象となる事業者>

宮城県内の中小企業等で、雇い入れ前日から起算して6か月前の日から補助の完了（終了）までの期間に事業主都合により解雇した労働者がいない事業所を対象とします。

<補助対象経費>

- ① 事業実施期間において、採用した労働者の人件費（賃金、社会保険料事業主負担。ただし賞与は除く。）
- ② 研修経費（人材育成に必要な物品、資材、資格取得のために要した経費等）

※補助率は対象経費の2分の1（対象労働者1人につき100万円を超えない額）

<人材育成の内容>

対象労働者を雇用し、3～9か月、OJT・OFF-JTにより次のいずれかを行うものとします。

（未経験の職種で就業を希望される方向け）

- ・ 業務に必要な資格を取得（取得に概ね1か月以上かかるもの）
- ・ 業務に必要な資格を保有しているが、その資格を活用した実務経験がない業務における経験の蓄積

（復職を希望される方向け）

- ・ 離職していた期間において、変更があった制度や新たに普及した技術など復職に必要な知識・技術の習得

<その他>

※雇用できる対象労働者は、事業所の常勤職員の20%までとし、かつ、1事業所5人を上限とします。

※この事業は原則性別不問の求人募集をいただき、条件に適応した労働者を雇用した場合に補助金支給の対象となります。ただし、下記により例外が認められる場合があります。

（労働者を募集・採用、選考するにあたっての注意事項）

男女雇用機会均等法では、労働者の募集・採用、選考にあたり、性別にかかわらずなく均等な機会を与えなければならない旨が定められています。ただし、「女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない（4割を下回る）雇用管理区分（職種など）」に限り、女性のみを募集・採用の対象とすることが認められています。

当事業においても、労働者の募集・採用（一度退職した者の再雇用含む）、選考にあたっては男女雇用機会均等法を遵守してください。

（男女雇用機会均等法に関する問い合わせ先：宮城労働局雇用均等室 TEL：022-299-8844）



ポジティブ・アクションの
シンボルマーク「キララ」